

基本計画

1 産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する目標

(1) 地域の特徴と目指す産業集積の概要について

(地理的条件、既存の産業集積の状況、インフラの整備状況等地域の特徴について)

①地勢・人口

中濃圏域は、岐阜県のほぼ中央に位置し、中北部は、海拔が高く、太平洋と日本海の分水嶺になるとともに清流長良川などの源流部を形成し、中山間地が広がり、農林業や観光業が盛んである。南部は、長良川、木曾川沿いの自然豊かな丘陵部と濃尾平野の平坦地が広がり製造業が盛んである。総面積は約26万haで、県の面積の約24%を占め、人口は約38万人で県全体の約18%を占めている。

②交通

岐阜県は、日本のほぼ中央部に位置し、高速道路網や鉄道網の発展により全国各地へのアクセスに優れている。その中で、当圏域には、主要幹線道路である国道21号、国道41号、国道156号、JR高山線等が整備され県内各圏域へ短時間でのアクセスが可能である。また、東海北陸自動車道と東海環状自動車道の結節点となっており、北陸、関西、愛知県へのアクセスも容易である。特に平成17年の東海環状自動車道東回りルート開通により、自動車関連産業の盛んな愛知県三河地方と直結することになり、愛知県との経済的な関係が深まりつつある。更に、東海環状自動車道西回り区間の開通が平成32年に見込まれ、三重県北勢地域への交通の利便性が飛躍的に向上すると期待されている。

③教育・研究機関

当圏域には、高度な専門知識と技術を持ったモノづくり人材を養成する岐阜県立国際たくみアカデミー職業能力開発短期大学校（美濃加茂市）、航空機製造技術者等を養成する中日本航空専門学校（関市）などが立地している。また、公的試験研究機関としては、紙関連技術の研究、技術支援等を行う岐阜県産業技術センター紙業部（美濃市）、機械、金属、複合材料などの研究、技術支援等を行う岐阜県工業技術研究所・ぎふ技術革新センター（関市）などが立地している。

その他、県内には、岐阜大学、岐阜薬科大学等の理工系大学や岐阜工業高等専門学校を始めとする高等教育機関、岐阜県情報技術研究所などの県試験研究機関が集積している。特に岐阜大学では、高度金型技術者の養成を行う金型創成技術研究センターや複合材料の生産加工技術等に関する研究開発を行う複合材料研究センター等を設置しているほか、大学の研究成果の技術移転、地元企業の技術相談などを行い産学官連携を推進している。

④既存の産業集積

当圏域の製造品出荷額（平成22年）は、1兆3,953億円で岐阜県全体の約28%を占め、関工業団地、可児工業団地などの大規模な工業団地が整備され、県内有数の工業地域となっている。圏域の主要産業は、輸送用機械器具製造業（製造品出荷額の18%）、金属製品製造業（同12%）、生産用機械器具製造業（同10%）、はん用機械器具製造業（同9%）である。自動車部品、航空機部品、工作機械、電機・通信機器などの主要メーカーが立地するとともに、これらの企業に部材を供給する切削、プレス、鍛造などの加工技術を有する企業が集積している。また、豊富な水などの地域資源を背景に古くから発展してきた紙産業、刃物産業等の地場産業の集積も見られる。

（目指す産業集積の概要について）

圏域の強みを活かした競争力のある産業の創出、育成に向けて、既存の集積が見られ今後も地域を支えていくと見込まれる一般機械・輸送用機械、紙・木材加工品、飲食料品関連産業を圏域の基幹産業に位置づけ、更なる集積と高度化を図るとともに、今後の需要拡大が見込まれ、県内企業の新規参入、県外関連企業の当地域への新規進出が期待できる成長分野として、医療・福祉・健康関連産業の集積を図り、多様な製造業の集積によって、業種の盛衰に左右されない強靱な地域経済をつくる。また、東海環状自動車道西回り区間の開通を見据え、自動車などの三重県北部地域に立地する企業の誘致やこれら企業と圏域内企業との連携を図っていく。

①一般機械・輸送用機械関連産業

自動車関連産業については、愛知県に隣接するという強みを活かして、中部地域の自動車産業を支える加工技術を持った部材産業の集積地となることを目指す。また、中部地域次世代自動車関連産業集積活性化ビジョンに基づいて、電気自動車、プラグインハイブリッド車などの次世代自動車の普及に伴う産業構造の転換に対応できるよう既存企業の高度化を図る。

航空機関連産業については、中部地域航空宇宙関連産業集積活性化ビジョンに基づく広域的取り組み、既存の集積を活かしつつ、岐阜圏域等の航空機関連企業群と連携し、切削加工、表面処理、組立に至る一貫生産体制を中小航空機部品メーカーにおいて構築し、国際競争力を持った中小企業群を集積する。

工作機械を始めとした一般機械関連産業については、高い技術力を持ったグローバル企業の更なる集積を図る。また、これら一般機械・輸送用機械関連産業に高品質なネジなどの基礎的部材を提供する金属部品メーカーや地場産業である刃物メーカーなどの一層の集積と高度化を図る。

更に、自動車・航空機等で培った高度な生産・加工技術を活かすことのできる風力発電関連機器を始めとする新エネルギー関連分野への参入を促し、輸送用機械のみに依存しない新たな産業構造の構築を図る。

②紙・木材加工関連産業

木材関連産業については、当圏域の特産である東濃桧などの豊富な木材資源を活用した高品質でコスト競争力のある木材加工品を生産できる企業の集積・高度化を図っていく。また、今後、需要増が見込まれる木質バイオマスエネルギー分野での取り組みも促していく。

家具関連産業については、国内のみならず海外の家具メーカー等との競争に勝ち残ることができるデザイン・品質・価格等に配慮した商品開発力と消費者ニーズにあった提案力を有する企業やそれらに加工技術や部材を提供できる企業の集積を目指す。

紙関連産業については、美濃和紙の伝統、技術力などの強みを活かして高付加価値で競争力のある製品を提供できるよう既存企業の高度化を図っていく。

③飲食料品関連産業

既存企業の高度化を促すとともに新たな企業を誘致し、地域の特産品を活かした品質の高い食品や今後の成長が見込まれる機能性食品、要介護者用食品等、高付加価値製品の開発、製造を行う競争力の高い企業の集積を目指していく。

④医療・健康・福祉関連産業

刃物、自動車、航空機などで培った高い技術力をもった圏域内の異業種企業による医療機器、福祉機器等の分野への参入を促進し、層の厚い医療・福祉・健康関連産業の集積を行い、地域の基幹産業とすることを目指す。中部地域ヘルスケア関連産業集積活性化ビジョンに基づき、広域連携を行いつつ、中部地域のヘルスケア関連産業クラスターの一翼を担うよう集積・高度化を図る。

(2) 具体的な成果目標

	現状	計画終了後	伸び率 (%)
集積区域における集積業種全体の付加価値額	4, 618億円	4, 980億円	7. 8%

(3) 目標達成に向けたスケジュール**【産業用共用施設の整備等に関する事項】**

取組事項 (取組を行う者)	平成25 年度	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度
①工業団地等の整備 (各市町、県)	→				
②工場適地情報の収集、提供 (各市町、県)	→				
③企業立地に関するワンストップサービスの提供 (各市町、県)	→				

④進出企業に対する優遇措置の充実・整備 (各市町、県)	→
--------------------------------	---

【人材の育成・確保に関する事項】

取組事項 (取組を行う者)	平成25 年度	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度
①産業人材育成の連携基盤の強化 (県等)	→				
②幅広い視野を有する経営者・管理監督 者の育成(県等)	→				
③製造現場における中核人材の育成(県 等)	→				
④次世代を担う若手人材の育成(県等)	→				
⑤企業の人材確保支援(県等)	→				
⑥金型人材育成(岐阜大学、県等)	→				
⑦CAD技術者養成 (株)ブイ・アール・テクノセンター)	→				
⑧モノづくり人材育成 (岐阜県立国際たくみアカデミー)	→				
⑨木工人材育成 (岐阜県立木工芸術スクール)	→				
⑩中部地域航空宇宙関連産業集積活性化 ビジョン等に基づく人材育成(県等)	→				
⑪中部地域次世代自動車関連産業集積活 性化ビジョンに基づく人材育成(県等)	→				
⑫中部地域ヘルスケア関連産業集積活 性化ビジョンに基づく人材育成(県等)	→				

【技術支援等に関する事項】

取組事項 (取組を行う者)	平成25 年度	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度
①産官学連携の推進 (岐阜大学、(財)岐阜県研究開発財団等)	→				
②一般機械・輸送用機械関連産業等の技術 支援 (岐阜県工業技術研究所・ぎふ技術革新セ	→				

ンター、岐阜県情報技術研究所)	
③紙・木材加工関連産業、飲食料品関連産業等の技術支援 (岐阜県産業技術センター、岐阜県生活技術研究所)	→
④生産工程改善、販路開拓支援等 (公財)岐阜県産業経済振興センター等)	→

2 集積区域として設定する区域

<p>(区域)</p> <p>集積区域として設定する区域は、次の5市7町1村からなる、中濃圏域である。</p> <p>関市、美濃市、美濃加茂市、可児市、郡上市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町</p> <p>なお、集積区域には、次の区域等を含めないこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然公園区域（自然公園法） ・自然環境保全地域等（自然環境保全法） ・鳥獣保護区（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律）（ただし、日本ライン鳥獣保護区内の坂祝町工業区域については、既に工場が立地している地域であるため鳥獣の保護に十分に配慮することを前提に、集積区域に含める） ・生息地等保護区（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律）（※） ・指定希少野生生物保護区（岐阜県希少野生生物保護条例）（※） ・特定植物群落（環境省選定） ・日本の重要湿地500（環境省選定） <p>※当圏域該当なし。</p> <p>(集積区域の可住地面積)</p> <p>約4.3万ha</p> <p>(各市町が集積区域に指定されている理由)</p> <p>中濃圏域は、東海北陸自動車道、東海環状自動車道、国道21号、国道41号、国道156号、JR高山線などによって結ばれている地理的連続性を有する地域であり、通勤通学圏、消費圏からみても密接な関係にある自然的、社会経済的に一体性が高い地域である。</p> <p>また、当圏域は、製造品出荷額（平成22年）が県全体の約28%を占め、県内有数の工業地域であり、可児市、関市、美濃加茂市を中心に輸送用機械器具製造業（製造品出荷額の18%）、金属製品製造業（同12%）、生産用機械器具製造業（同10%）、はん用機械器具製造業などが集積し、一体的な産業圏を形成している。</p>

3 集積区域の区域内において特に重点的に企業立地を図るべき区域

(区域)

重点区域面積計 194ha

(1) ぎふみのかもテクノパーク中蜂屋工業団地（美濃加茂市）（17.3ha）

美濃加茂市蜂屋町中蜂屋字栗瀬 2735-7~9, 2735-11-1, 2735-13, 2735-14-2,
 2735-14-3-1~2, 2735-15-1-2~3, 2735-15-1-5,
 2735-16-2~3, 2735-16-5-1~2, 2735-16-6-1~2,
 2735-18, 2735-24, 2735-33~34, 2735-38,
 2735-41~42, 2735-52, 2735-54~56, 2735-60,
 2735-65, 2735-66-1~2, 2735-67-1~2, 2735-68,
 2735-69-2, 2735-70~71, 2735-72-1~2,
 2735-73-1~2, 2735-75, 2735-105~109,
 2735-114~118, 2735-121, 2735-126, 2735-131~
 135, 2735-182~185, 2735-195~197, 2735-213~
 223, 2735-225, 2735-227, 2735-265, 2735-272,
 2735-279~280, 2735-284~285, 2735-297,
 2735-343~344, 2735-407~408, 2735-414~415,
 2735-449, 2735-451, 2735-455, 2735-457~458,
 2735-473~474, 2735-499, 2735-524, 2735-528,
 2735-557, 2735-562~564, 2736-1, 2752~2757,
 2759, 2765, 2766, 2767-1~2, 2768, 2771-1,
 2772-1~2, 2788, 4753-1~2, 4754~4766

加茂野町木野字桜洞 1558-2, 1566~1606, 1610~1620

(2) 可児市姫ヶ丘（可児市）（85.8ha）

可児市姫ヶ丘 1 丁目 23, 23-2~10, 24, 51, 51-2~4
 2 丁目 3, 3-2, 4, 4-3~7, 14, 14-2~6, 15, 15-2~6, 16~25, 32~36,
 36-2~9, 37~41, 41-2~5, 42
 3 丁目 1~3, 3-2~3, 4, 4-2, 5, 5-2~3, 6, 6-2, 7, 7-2~6, 8, 8-2~4,
 9~14, 14-2, 15, 15-2, 16~21, 21-2, 22, 23, 23-2~5, 24~30,
 30-2~15, 31, 31-2, 32, 33, 33-2, 34, 34-2, 35~37, 38-1~3,
 39-1~2, 40~42
 4 丁目 2, 2-2~3, 3, 3-2~3, 4, 5, 5-2~3, 6, 6-2~5, 7, 7-2~3, 8, 8-3,
 9, 10, 10-2, 11~13, 21~31, 34, 36, 37

(3) 可児市二野（可児市）（43.4ha）

可児市二野猿洞 1906-2, 1907-1, 1907-4, 1908, 1910-2, 1917-2~3
 平ヶ谷 1938-1, 1938-6, 1940, 1943, 1944, 1945-1 の一部, 1945-3, 1961,
 1967, 1975, 1978, 1979-98

鍋煎 1904-2, 1906-5, 1906-7~9, 1906-11, 1979-1, 1979-6, 1979-9,
1979-11~14, 1979-55~58, 1979-60~61, 1979-64, 1979-68~69,
1979-73~78, 1979-79 の一部, 1979-80~97

六助段 2186

山根 2187-1, 2197, 2225-1 の一部, 2249-3

京ヶ洞 2558-1~2, 2562-2, 2576-1, 2579-1, 2598

太郎衛洞 2616 の一部, 2645, 2647-2 の一部, 2647-3, 2647-4 の一部,
2650-1~2, 2653-1, 2653-7~8, 2653-10~20

南山 2706, 2724, 2737, 2738, 2745, 2746

大森砂ヶ洞 661-1

奥洞 861, 862-1~2, 863, 864, 865-1~3, 866~870, 872-2, 878, 879,
885-1~2, 885-4, 885-9, 885-12, 886

(4) 勝光島工業団地 (郡上市) (1.1ha)

郡上市白鳥町大島字勝光島 1716-7, 1725-6

(5) 横野テクノパーク (郡上市) (1.3ha)

郡上市和良町横野字宮田 287-5, 287-8

熊野 421-6, 421-8

下島 941-1, 941-3~4, 941-8, 941-12~13

竹花 942, 942-2, 943, 944-1, 945-1~2, 951-3, 974, 977-2

(6) 坂祝町工業区域 (坂祝町) (14.3ha)

坂祝町酒倉字西稲場 1729-2, 1729-5

字新木林 1957-1, 1957-3~4

字北高見 2079-1, 2079-7, 2079-10~11, 2145-5, 2145-8

(7) 野上工業団地 (八百津町) (8.3ha)

八百津町野上字築後 1542-1, 1542-15~16

岡田 1605-14, 1605-18, 1605-20

(8) 和知工業団地 (八百津町) (17.2ha)

八百津町和知字桶ヶ洞 3091-3, 3091-8, 3091-13~15, 3091-17~18

歌洞 3381-8, 3400-8~9, 3400-11, 3400-13

(9) 野上字火打平 (八百津町) (2.7ha)

八百津町野上字火打平 1649-8, 1649-11, 1649-13, 1649-17

(10) 原工業団地 (八百津町) (2.5ha)

八百津町伊岐津志字原 2850-21, 2850-68~70

(11) 伊岐津志団地（八百津町）（3.6ha）

八百津町伊岐津志字原 2850-17～18, 2850-35～36, 2850-59, 2850-72

4 工場立地法の特例措置を実施しようとする場合にあっては、その旨及び当該特例措置の実施により期待される産業集積の形成又は産業集積の活性化の効果

（工場立地法の特例措置を実施しようとする区域）

3に掲げた重点促進区域全てにおいて、工場立地法の特例措置を実施する。

（特例措置を実施することにより期待される効果）

本計画において集積を図ろうとする業種では、高い成長が期待できる企業が多く、新たな工場立地や既存事業所における設備増強、工場拡張などのニーズは高い。しかし、当圏域には既に相当数の企業が立地しており十分な用地が確保できないために進出を断念したり、敷地内での生産設備の増強ができずに需要増に対応できない既存企業があるのが現状である。

この特例措置の実施により、既存の事業所では敷地内での生産設備や研究施設等の新設及び増設が可能となる。また新規立地企業にあっては、工場の取得用地が縮減できることから、工場用地の効率的な活用が進み、企業立地重点促進区域への一層の集積を図ることができる。

特例措置の実施によって、13件程度の企業立地、新規雇用人数320人程度の効果が見込まれる。

当該特例措置の適用にあたっては、地域の実情、住民の意思を踏まえ、特定工場周辺的生活環境の保持を適切に図るとともに、県・市町の環境部局や関係機関との調整を行うものとする。

5 集積業種として指定する業種（以下「指定集積業種」という。）

（1）業種名

（業種又は産業名）

- ①一般機械・輸送用機械関連産業
- ②紙・木材加工関連産業
- ③飲食料品関連産業
- ④医療・健康・福祉関連産業

（日本標準産業分類上の業種名）

①一般機械・輸送用機械関連産業

- 11 繊維工業
- 16 化学工業（1624 塩製造業、165 医薬品製造業を除く）
- 18 プラスチック製品製造業
- 19 ゴム製品製造業

- 21 窯業・土石製品製造業
- 22 鉄鋼業
- 23 非鉄金属製造業
- 24 金属製品製造業
- 25 はん用機械器具製造業
- 26 生産用機械器具製造業
- 27 業務用機械器具製造業（274 医療用機械器具・医療用品製造業、276 武器製造業を除く）
- 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業
- 29 電気機械器具製造業
- 30 情報通信機械器具製造業
- 31 輸送用機械器具製造業（312 鉄道車両・同部分品製造業、313 船舶製造・修理業・船舶用機関製造業を除く）
- 32 その他の製造業（323 時計・同部分品製造業に限る）
- 44 道路貨物運送業
- 47 倉庫業
- 48 運輸に付帯するサービス業

②紙・木材加工関連産業

- 12 木材・木製品製造業（家具を除く）
- 13 家具・装備品製造業
- 14 パルプ・紙・紙加工品製造業
- 44 道路貨物運送業
- 47 倉庫業
- 48 運輸に付帯するサービス業

③飲食料品関連産業

- 9 食料品製造業
- 10 飲料・たばこ・飼料製造業（102 酒類製造業、105 たばこ製造業を除く）
- 24 金属製品製造業
- 44 道路貨物運送業
- 47 倉庫業
- 48 運輸に付帯するサービス業

④医療・健康・福祉関連産業

- 09 食料品製造業
- 10 飲料・たばこ・飼料製造業（102 酒類製造業、105 たばこ製造業を除く）
- 11 繊維工業
- 13 家具・装備品製造業
- 14 紙・パルプ・紙加工品製造業

- | | |
|----|---|
| 15 | 印刷・同関連業 |
| 16 | 化学工業（1624 塩製造業を除く） |
| 18 | プラスチック製品製造業 |
| 19 | ゴム製品製造業 |
| 21 | 窯業・土石製品製造業 |
| 27 | 業務用機械器具製造業（276 武器製造業を除く） |
| 29 | 電気機械器具製造業 |
| 30 | 情報通信機械器具製造業 |
| 31 | 輸送用機械器具製造業（ただし、312 鉄道車両・同部分品製造業、313 船舶製造・修理業、船舶用機関製造業を除く） |
| 32 | その他の製造業 |
| 44 | 道路貨物運送業 |
| 47 | 倉庫業 |
| 48 | 運輸に付帯するサービス業 |

（２）（１）の業種を指定した理由

①一般機械・輸送用機械関連産業

当圏域のはん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、輸送用機械器具製造業の付加価値額はそれぞれ、454億円（圏域全体の9.8%）、462億円（同10.0%）、977億円（同21.1%）であり、油圧機器、自動車部品のKYB（株）岐阜工場（可児市）、工作機械の（株）ヤマザキマザック美濃加茂製作所（美濃加茂市）、オークマ（株）可児工場などの有力企業を始め、これらを支える中小機械金属部品メーカーが集積している。このように一般機械・輸送用機械関連産業は当圏域の基幹産業となっており、今後も当圏域の経済を牽引していくものと期待されている。特に航空機産業については今後20年で世界の航空機需要が倍増すると見込まれており、高い成長が期待される産業である。

このように、圏域における集積があり、今後も成長が見込まれる業種であることから、集積業種に指定するものである。

②紙・木材加工関連産業

当圏域の木材・木製品製造業及び家具・装備品製造業の事業所数（平成22年）は計132事業所で、圏域全体の8.2%を占めており、集積材のセブン工業（株）（美濃加茂市、七宗町）などの集積が見られる。パルプ・紙・紙加工品製造業の付加価値額は、218億円で圏域全体の4.7%を占めており、衛生用紙の大王製紙（株）可児工場（可児市）や印刷用タック紙のエリエールテクセル（株）（可児市）などの大手メーカーの他、美濃市を中心に美濃和紙の流れをくむ紙加工製造業も多数集積している。

紙・木材加工関連企業の多くは小規模事業所であり、海外製品との厳しい競争にさらされるなど、厳しい経営環境にあるため、高付加価値製品の開発、効率的な製造技術の開発などを通じ、更なる高度化を図っていく必要がある。

このように、圏域における集積があり、引き続き高度化を図っていく必要がある業種であることから、集積業種に指定するものである。

③飲食料品関連産業

当圏域の食料品製造業及び飲料・たばこ・飼料製造業の付加価値額（平成22年）は計223億円で圏域全体の4.8%を占めており、洋菓子の（株）モンテール美濃加茂事業所（美濃加茂市）、（株）すかいらく岐阜マーチャンダイジングセンター（御嵩町）などの集積が見られる。更に、圏域中北部の中山間地域には、昼夜の寒暖差を利用した製茶業が盛んである。

また、食品関連産業は、景気の変動を受けにくく、安定的に地域経済に貢献する業種であること、当圏域は、名古屋という大消費地に隣接し、豊富な地下水に恵まれており食品関連産業に適していることから集積業種に指定するものである。

④医療・健康・福祉関連産業

医療・健康・福祉関連産業は、高齢化社会の進展に伴い、医薬品、医療機器、福祉機器などの分野で高い成長が見込まれている。岐阜県ではこれまでに文部科学省の地域イノベーション戦略支援プログラムを活用し高度医療機器の研究開発を行うなど産学官連携を通じた各種取り組みを行なっている。また、県内の異業種企業による同分野への新規参入への取り組みも活発に行われている。

加えて、中部地域においては、中部地域ヘルスケア関連産業集積活性化ビジョンを策定し、広域的にヘルスケア関連分野での人材養成等を進め、中部地域でヘルスケア関連産業クラスターの形成を目指すこととしている（同ビジョンに基づき平成24年度に（財）岐阜県研究開発財団が人材養成事業を実施）。

当圏域には、医療用刃物のカイインダストリーズ（株）（関市）、フェザー安全剃刀（株）美濃工場（美濃市）、コンタクトレンズの（株）メニコン関工場（関市）、心臓カテーテルの（株）グッドテック（同）などの医療・健康・福祉関連産業の集積が見られる。

このように、圏域における集積や取り組みがあり、今後の成長も見込まれる分野であることから、集積業種に指定するものである。

6 指定集積業種に属する事業者の企業立地及び事業高度化の目標

	目標数値
指定集積業種の企業新規立地件数	43件
指定集積業種の製品出荷額の増加額	1,120億円
指定集積業種の新規雇用創出件数	860人

7 工場又は事業場、工場用地又は業務用地、研究開発のための施設又は研修施設その他の事業のための施設の整備（既存の施設の活用を含む。）、高度な知識又は技術を有する人材の育成その他の円滑な企業立地及び事業高度化のための事業環境の整備の事

業を実施する者及び当該事業の内容**(産業用共用施設の整備等に関する事項)****①工業団地等の整備**

企業の工場用地に対する需要は続くと見込まれることから、市町、県、県土地開発公社等の関係機関が一体となって、地域の特性を活かした競争力の高い良質な工場用地を整備していく。

②工場適地情報の収集、提供

市町、県において、工場用地、遊休地、休廃業工場跡地などの情報を収集し、企業ニーズに応じた工場適地情報を提供する。

③企業立地に関するワンストップサービスの提供

市町、県において、進出希望企業に対し、用地情報の提供、工場建設に伴う開発規制解除に係る支援などのサービスをワンストップで提供する体制を充実する。

④進出企業に対する優遇措置の充実・整備

市町、県において工場建設、雇用に対する補助金、助成金、税の減免などの優遇措置の充実、整備を図る。

(人材の育成・確保に関する事項)**①産業人材育成の連携基盤の強化**

行政、商工団体、教育訓練機関等の各産業人材育成機関で組織する岐阜県産業人材育成連携推進協議会を設置し、構成団体間の情報共有、研修の過不足調整、ポータルサイトによる研修情報の一元的提供、実務担当者対象の研修会の開催等を行い構成団体の連携を強化していく。

②幅広い視野を有する経営者・管理監督者の育成

県、県工業会を始めとする各産業人材育成機関において、経営幹部や製造現場等各部門の管理者の育成を目的として、経営力や技術力、生産工程合理化等に関する研修を実施していく。

③製造現場における中核人材の育成

県を始めとする各産業人材育成機関において、製造現場を担う人材の基礎的、専門的な技能・技術のレベルアップを図ることを目的に、旋盤、CAD等の基礎技術の研修や大学、高専等が有するノウハウを活かした高度な技術研修等の各種研修を実施していく。

④次世代を担う若手人材の育成

県を始めとする各産業人材育成機関において、将来の産業を担う大学生、高校生などを対象とした職業観醸成や社会人基礎力向上のための取り組み、インターンシップや熟練指導者による指導等、より実践的な取り組みも実施していく。

⑤企業の人材確保支援

岐阜県人材チャレンジセンター等が、キャリアカウンセリング、企業説明会等を実施し、企業の人材ニーズと労働力のマッチングを図り、産業人材の供給システムを充実していく。

各産業人材育成機関による当圏域の指定集積業種に関連する具体的な取り組みは下記のとおりであり、各取り組みについて、今後一層の充実を目指す。

⑥金型人材育成

岐阜大学、県、大垣市及び業界団体等により、岐阜大学に設立された金型創成技術研究センターにおいて、自動車・航空機関連産業等で必要となる金型技術を継承する若手技術者を養成する。

⑦CAD技術者養成

県、各務原市、中小企業基盤整備機構、民間企業等の出資により設立された（株）ブイ・アール・テクノセンターにおいて、ロボット関連産業、自動車・航空機関連産業等で活躍するCAD技術者の養成研修等を実施する。

⑧モノづくり人材育成

岐阜県立国際たくみアカデミーにおいて、機械加工、CAD、メカトロニクス等の分野で高度な専門知識と実践的な技術を持った即戦力となるモノづくり人材を養成する。

⑨木工人材育成

岐阜県立木工芸術スクールにおいて、木工機械の操作、塗装など木工製品製作全般にわたる技能を身につけた木工のスペシャリストを養成する。

⑩中部地域航空宇宙関連産業集積活性化ビジョン等に基づく人材育成

中部地域航空宇宙関連産業集積活性化ビジョン等に基づいて、中部地域を対象として航空宇宙関連産業に関わる機体設計・開発から部品加工などの生産技術・技能、生産管理などの広域的人材育成事業を実施する。

⑪中部地域次世代自動車関連産業集積活性化ビジョンに基づく人材育成

中部地域次世代自動車関連産業集積活性化ビジョンに基づいて、次世代自動車の普及に伴う構造転換に対応した経営戦略を構築できる中堅・中小企業経営者層等の育成を図

るための広域的人材育成事業を実施する。

⑫中部地域ヘルスケア関連産業集積活性化ビジョンに基づく人材育成

中部地域ヘルスケア関連産業集積活性化ビジョンに基づいて、医療機器、福祉用具、医薬品等のヘルスケア関連市場への参入を目指す企業を対象とした広域的人材育成事業を実施する。

(技術支援等に関する事項)

産学官連携においては、企業の必要とする「技術ニーズ」と試験研究機関等の優れた「技術シーズ」のマッチングを行う機能の構築を図ることとする。また、産学官連携のもとに先端技術を活用した研究開発を推進し、生産技術力の向上による部材産業の競争力強化につながる技術開発を進めることとする。さらに、地場産業の新展開に向けて、先端技術の活用による新分野への進出や消費者の視点に立った新たなものづくりの技術開発を行うこととする。

また、試験研究においては、企業が抱える多様な課題に対し、内容に応じた技術相談、依頼試験等を実施し、質の高いサービスを提供するとともに、研究成果等の普及、企業等でのより積極的な活用を図るための効果的な情報発信を行うこととする。

さらに、国の研究開発事業等を活用しながら、企業や大学等との共同研究を行うこととする。

なお、試験研究機関、大学の取り組みは下記のとおりである。

①産学官連携の推進

岐阜大学研究推進・社会連携機構や岐阜工業高等専門学校地域技術開発・教育センターは、企業の技術相談、共同研究などの産学官連携を推進している。

(財)岐阜県研究開発財団は、大学、県研究機関等の有する研究シーズを活用した産学官共同研究への資金助成や、国の戦略的基盤技術高度化支援事業等を活用した企業の研究開発支援を行うなど、競争力の向上を目指す地域の企業を支援するための各種産学官連携事業を展開している。

②一般機械・輸送用機械関連産業等の技術支援

岐阜県工業技術研究所は、機械、金属、複合材料の分野において、材料・加工・メカトロニクスの研究開発に取り組んでいる。さらには、現場支援・依頼試験・技術相談・情報提供などの技術支援活動はもとより、地域産業の技術開発、製品開発、人材育成などに資する技術支援を積極的に推進している。

ぎふ技術革新センターは、地域における産学官連携活動の拠点として、航空機・自動車向け軽量強化部材をはじめ成長分野に関する共同研究を行うほか、人材育成、機器の共同利用といった事業に取り組み、航空機・次世代自動車や環境調和型製品、高度医療機器など地域産業の成長分野への展開を支援している。

岐阜県情報技術研究所は、情報・メカトロ・ロボット技術に関する研究を進めてお

り、同分野に関する企業との共同研究、技術相談・技術指導等を実施している。

③紙・木材加工関連産業、飲食料品関連産業等の技術支援

岐阜県産業技術センターでは、主に食品、紙等の地場産業を支援対象として、地域産業の活性化、新産業の創出を目指して、新技術開発、新製品開発、依頼試験、技術相談、研修会・講習会の開催などの各種技術支援業務を行っている。

また、県内企業・大学等の技術者・研究者で構成された研究会の開催など、産学官連携活動を積極的に推進し、県内企業の技術向上に寄与している。

岐阜県生活技術研究所では、人間と製品及び住環境のあり方に関して、人間生活工学的評価に基づくアプローチを行っている。さらにこれらを基盤としながら、生活者から期待されるモノづくりに係わる技術領域を包含し、全国的にも新しい木質系産業を中心とした生活関連産業を支援しており、新製品や新技術の開発あるいは品質の向上に関する受託研究や、依頼試験等を行っている。

④生産工程改善、販路開拓支援等

(公財)岐阜県産業経済振興センターでは、大手メーカーとの取引拡大のための展示商談会等の各種商談会の開催や、展示会出展による販路開拓支援、アドバイザーの派遣等による生産工程改善支援、新商品開発支援、資金支援などを行なっている。

(その他の円滑な企業立地及び事業高度化のための事業環境の整備に関する事項)

①交通網の整備

平成17年に東海環状自動車道・東回りルートが開通し、中濃圏域及び東濃圏域において愛知県三河地方からの企業進出が進んだ。また、圏域を南北に走る東海北陸自動車道は、平成20年には全線が開通した。そのため、日本海側の空港、港湾の活用や企業間の取引の増加が期待される。

今後、東海環状自動車道・西回りルート建設が進むことにより、当圏域においても企業進出が進むことが期待される。

②航空宇宙関連産業広域ビジョンに基づく取り組み

中部地域として今後特に発展が期待される航空宇宙関連産業について、中部地域が連携して、更なる航空宇宙関連産業の集積と高度化を目指し、中部地域航空宇宙関連産業集積活性化ビジョンを策定した。当地域においても航空機関連企業等が集積しており、同ビジョン等と連携して事業実施をしていくことで、更なる航空宇宙関連産業の集積と高度化に取り組んでいく。

③次世代自動車関連産業広域ビジョンに基づく取り組み

中部地域の基幹産業として今後更なる発展が期待される次世代自動車関連産業について、中部地域が連携して、更なる関連産業の集積と高度化を目指し、中部地域次世

代自動車関連産業集積活性化ビジョンを策定した。当地域においても自動車関連企業等が集積しており、同ビジョンと連携して事業実施をしていくことで、次世代自動車関連産業の集積と高度化に取り組んでいく。

④ヘルスケア関連産業広域ビジョンに基づく取り組み

今後の成長が見込まれる医薬品、医療・福祉機器等ヘルスケア関連産業について、中部地域が連携して、更なる関連産業の集積と高度化を目指し、中部地域ヘルスケア関連産業集積活性化ビジョンを策定した。当地域においても関連企業が集積しており同ビジョンと連携して事業実施をしていくことで、ヘルスケア関連産業の集積と高度化に取り組んでいく。

⑤国際拠点化にかかる取り組み

アジア拠点化に向けた政府の動きをとらえ、中部地域における輸送機器関連産業及びヘルスケア関連産業の国際拠点化を推進するため、国内外の産業クラスター等との交流促進、外資系企業・研究機関や国際展示会・会議体の誘致活動及び販路開拓、人材養成等に広域的に取り組む。

⑥産業防災にかかる取り組み

広域災害発生時において、地域経済への影響が特に大きいことが想定される輸送機器関連産業における防災・減災対策を目的とし、地域連携BCPにかかる人材養成、普及啓発等により「災害に強いものづくり中部」の構築を目指す。併せて、訓練を中心に実効性の高いBCPを策定する「岐阜県モデル」を普及・拡大することにより、県内企業の災害時の耐性、平時の経営戦略を強化し、集積適地としての価値向上を図る。

8 環境の保全その他産業集積の形成又は産業集積の活性化に際して配慮すべき事項

(環境保全に関する配慮)

企業の事業活動は、安全・安心な住民生活や環境の保全など地域社会の持つ様々な価値観と調和の取れた形で地域に根付き、地域とともに発展していくことが重要である。

産業集積の形成及び活性化に際して、事業活動に伴う周辺住民の生活環境への影響については、市町村と県が密接な連携を図りながら、集積区域における環境負荷低減に向けた取り組みを促進することにより、地球環境保全に十分な配慮をしていく。

工場の立地等産業の集積促進に当たっては、環境保全関係諸法令、岐阜県環境基本計画に基づき、公害の防止はもとより、自然と共生し、循環を基調とし、環境保全に十分配慮する。エネルギー利用の効率化、健全な水循環機能の保全、適切なりサイクル・廃棄物処理等によって、大気環境、水環境、土壌環境等への負荷をできる限り増加させないように努める。自然環境の保全等自然との共生の確保に努める。文化財の保護についても十分配慮する。

新たな開発行為に伴い住民との合意形成が必要な場合には、十分な説明を行うことにより住民の理解を得る。

(安全な住民生活の保全について)

犯罪の起きにくいまちづくりを推進し、県民が安全に安心して暮らすことができる社会の実現を図る。

特に企業立地を通じた地域の産業集積によって犯罪及び事故を増加させ、又は地域の安全と平穏を害することのないよう、県、市町村は次のことを推進又は促進する。

- ・ 事業所付近で地域住民が犯罪被害に遭わないように、防犯カメラや照明の設置等を進めること。
- ・ 道路、公園、事業所等における植栽の適切な配置及び剪定により、見通しを確保するほか、空き地等が夜間において地域住民に迷惑を及ぼす行為に利用されないよう管理を徹底する等防犯に配慮した施設の整備及び管理をすること。
- ・ 交通事故を防止するために、歩道やガードレールを設置したり、歩道と車道を分離するなど交通安全施設の整備を進めること。
- ・ 警察、事業者及び地域住民と連携し、協働した防犯活動と地域住民に対する支援をすること。
- ・ 従業員の遵法意識の高揚と従業員、顧客等が犯罪の被害に遭わないための指導をするよう事業者を促すこと。
- ・ 犯罪や事故の防止、地域の安全確保のために必要な経費等の援助に配慮をすること。
- ・ 外国人を雇用しようとする際には、旅券等により、当該外国人の就労資格の有無を確認するなど、事業者が必要な措置をとるよう促すこと。
- ・ 事業者又は関係自治体が基本計画に基づき産業集積の形成又は産業集積の活性化のための措置を実施するに当たっては、あらかじめ地域住民の意見を十分に聴取すること。
- ・ 事件又は事故の発生時における迅速な警察への連絡体制を整備するとともに、捜査への協力をするよう事業者を促すこと。

9 法第5条第2項第3号に規定する区域における同項第7号の施設の整備が農用地等として利用されている土地において行われる場合にあっては、当該土地を農用地等以外_の用途に供するために行う土地の利用の調整に関する事項

記載事項なし。

10 計画期間

本計画の計画期間は計画同意の日から平成29年度末日までとする。